

平成30年度事業計画

I 調査研究事業（公益目的事業1）

国、地方公共団体、企業等からの委託を受け、港湾、航路等における海上工事に伴う付近航行船舶等に対する航行安全対策、通常を超える大型客船等の受入れに関する航行安全対策等について、学識経験者及び海事関係者、関係官庁で構成する委員会を設置して所要の調査、検討を行って取りまとめる。

II 海難防止活動事業（公益目的事業2）

1 海難防止推進事業

（1）海の安全運動の推進

- ① 平成30年度全国海難防止強調運動実行委員会で定められる重要事項を踏まえた上、平成29年度の運動の分析・評価などを行い、それらを生かして、小型船舶の海難防止指導等を重点とするとともに、安全啓発活動等を更に充実強化できるよう、PDCAサイクルのあり方を見直し、地域の特性、特色を加味した実施計画を定め、年間を通じて海の安全運動を展開することにより、海難の防止を図ることとする。

各地区海の安全運動は周年実施するものであるが、特に、5月はゴールデンウィーク安全運動重点期間として周知・広報月間とし、また、7月は全国海難防止強調運動と併せて運動を展開することとする。

- ② 関東圏内各地区において展開される海難防止運動で使用する海難防止啓発ポスター、グッズ等を製作して配布する。
- ③ 当協会ホームページを利用し、本運動の周知等の広報活動を行う。
- ④ 海の安全運動の推進に関し、顕著な功績又は功労があったと認められる団体及び個人を表彰する。
- ⑤ 東京湾内の交通ルール等を掲載したリーフレット（Safety Tokyo Bay：日、英、韓、中）を改訂して配布する。

（2）海の安全運動の充実強化

海の安全運動の充実強化を図り、一層効果的に推進するため、海上保安庁が、カヌー、SUP、ミニボート等のマリニアクティビティの安全対策を強化している状況を踏まえ、連携を図るため、マリニアクティビティの安全運動を積極的に実施することとし、海の安全運動推進連絡会議及び各地区の海の安全運動推進連絡会議の関係者によるワーキンググループをそれぞれに設置して、次の対策を推進する。

- ① 海域別安全情報等を作成の上、小型船舶、マリニアクティビティ愛好者、その他一般への情報提供を行い、海難防止活動に資するほか、マリニアクティビティ販売時等における安全啓発のあり方について検討を行い、運動に反映させる。
- ② スマートフォンの位置情報機能を活用し、協議会参加団体等から民間ならではの

のきめ細かい情報提供を受け、前述の海域別安全情報等の充実を図り、海難防止に資する。

※上記（１）及び（２）の事業は、（公財）日本海事センターの補助金を受けて行う。

2 地域連絡会の開催

海難防止に関する関係法令、行政指導事項、海上工事实施計画、当協会の事業活動等の周知を行うとともに、有識者による海難防止に関する講演を行い、また、各地域会員からの提案、要望等を聴取するため、会員等を対象に神奈川、東京及び千葉の各地域において地域連絡会を開催する。

平成30年7月 神奈川地域、東京地域及び千葉地域

平成31年2月 神奈川地域・東京地域(合同開催)及び千葉地域

3 航行安全情報管理事業の実施

港湾、航路等における海上工事の施工に当たり、その周辺海域を航行する一般船舶の航行安全を図るとともに、工事関係船舶の事故を防止するため、国、地方公共団体等の委託を受け、航行安全情報管理室を設置するなどして、工事作業海域及びその周辺海域の監視、各種情報の収集・整理・提供、一般船舶及び工事関係者に対する助言・指導等を実施する。

4 安全講習会の開催等

海事関係者等の要請に応じ、海難防止、航行安全等に関する講習会を随時開催し、また、講師派遣を行う。

Ⅲ その他の事業

1 会報の発行

当協会の活動状況、海上交通の安全に関する情報、投稿記事等を掲載した会報を年1回、500部発行し、会員のほか関係機関や会員以外の希望者に配布する。

2 ホームページによる情報提供

ホームページに当協会の活動状況、航行安全情報、各種のお知らせなどを掲載する。掲載内容は随時更新し、リアルタイムな情報の提供に努めるとともに、一層の内容の充実を図ることとする。